

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 文書通信交通滞在費の使途の報告及び公開

- 議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告しなければならないこと。
(第九条第三項関係)

- 議長は、1による報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。

(第九条第四項関係)

第二 文書通信交通滞在費の日割計算による支給

- 文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によつて支給すること。

(第十一条関係)

第三 施行期日等

- この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行し、第一は、この法律の施行の日以後に支給を受ける文書通信交通滞在費について適用すること。

(附則関係)